

# 第24回定時株主総会招集ご通知

## 交付書面非記載事項

新株予約権等に関する事項  
会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要  
会社の支配に関する基本方針  
剰余金の配当等の決定に関する方針  
連結貸借対照表  
連結損益計算書  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告  
会計監査人の監査報告  
監査等委員会の監査報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社イノベーション

事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」、連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 1. 新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の期末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度において職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当連結会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

	当連結会計年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
当該連結会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,405
当該連結会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	140,500
当該連結会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,224
当該連結会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	171,934
当該連結会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,568
当該連結会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	256,800
当該連結会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	1,445
当該連結会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	371,191

(注) 第7回新株予約権は、2024年4月8日をもって全て行使完了しており、その結果、資本金及び資本準備金が20,026千円それぞれ増加しております。

## 2. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,024千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,024千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの相当性等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 3-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年10月19日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用しております。また、実施状況及び

諸情勢の変化等に応じて必要な整備を行うこととしており、直近では2020年5月25日開催の取締役会において、以下のとおり見直し、決議いたしております。

**(1) 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ①当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- ②リスク管理を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。

**(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ①当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ②取締役、監査等委員その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

**(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ②取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

**(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ①リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役社長）を中心とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ②リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査等委員会にて報告する。

**(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ①当社グループの運営管理及び内部統制の実施に関しては、内部監査室がこれを担当するものとする。

- ②当社の内部監査室は、当社グループの内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告するものとする。
- ③当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。
- ④監査等委員は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業又は会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。

**(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項**

- ①監査等委員がその職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ②当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。

**(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制**

- ①取締役及び使用人は、監査等委員に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査等委員会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
- ②当社は、監査等委員へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③取締役は、監査等委員が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要であると認めたときは、意見を述べるができる体制を確保する。
- ④取締役は、監査等委員が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査等委員を常設する。

**(8) 監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**(9) その他の監査等委員の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

- ①代表取締役社長は、監査等委員と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交換する。
- ②取締役は、監査等委員が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。

- ③取締役は、監査等委員が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査その他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。

#### (10) 反社会的勢力排除のための体制

- ①当社グループは、暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係を一切遮断することを基本方針とする。
- ②反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、コーポレートデザインユニットが対応を一元管理し、「反社会的勢力対策規程」に基づき、的確に対応する。

### 3-2. 業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下の通りであります。

当事業年度において、取締役会は20回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。

当事業年度において、監査等委員会を13回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

内部監査室は、「内部監査計画書」及び「内部統制計画書」に基づき、当社の内部監査を実施しております。

### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、2024年5月10日開催の取締役会において、1株当たり40円とさせていただくことを決議いたしました。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>4,213,956</b>	<b>流動負債</b>	<b>884,093</b>
現金及び預金	3,280,294	買掛金	282,647
受取手形及び売掛金	694,383	1年以内返済予定の長期借入金	99,996
営業投資有価証券	167,533	未払法人税等	108,358
前払費用	45,962	未払費用	188,353
未収還付法人税等	7,063	賞与引当金	9,840
その他の	18,934	契約負債	24,251
貸倒引当金	△214	その他の	170,645
<b>固定資産</b>	<b>464,403</b>	<b>固定負債</b>	<b>227,123</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>31,348</b>	長期借入金	200,004
建物	10,343	株式給付引当金	24,215
工具、器具及び備品	21,004	その他の	2,903
<b>無形固定資産</b>	<b>189,717</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,111,216</b>
ソフトウェア	189,443	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア仮勘定	273	<b>株主資本</b>	<b>3,524,170</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>243,338</b>	資本金	1,211,086
投資有価証券	115,487	資本剰余金	1,187,096
関係会社株式	15,067	利益剰余金	1,151,398
繰延税金資産	86,497	自己株式	△25,410
その他の	26,632	新株予約権	3,236
貸倒引当金	△346	非支配株主持分	39,737
		<b>純資産合計</b>	<b>3,567,143</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,678,359</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,678,359</b>



# 連 結 損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,813,076
売 上 原 価		2,741,019
売 上 総 利 益		2,072,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,672,514
営 業 利 益		399,542
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
助 成 金 収 入	1,339	
手 数 料 収 入	4,139	
雑 収 入	982	6,476
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
支 払 手 数 料	1,222	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失	671	
雑 損 失	25	1,936
経 常 利 益		404,083
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	51,288	51,288
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	20,041	
固 定 資 産 除 却 損	51	20,092
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		435,279
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	195,068	
法 人 税 等 調 整 額	4,955	200,024
当 期 純 利 益		235,255
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△9,261
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		244,516

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2023年4月1日）  
（至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,113,418	1,089,428	1,005,385	△31,932	3,176,299
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	10,295	10,295			20,591
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	87,372	87,372			174,744
剰 余 金 の 配 当			△98,503		△98,503
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			244,516		244,516
自 己 株 式 の 処 分				6,521	6,521
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	97,667	97,667	146,013	6,521	347,870
当 期 末 残 高	1,211,086	1,187,096	1,151,398	△25,410	3,524,170

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	△20,937	△20,937	6,046	18,999	3,180,406
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)					20,591
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					174,744
剰 余 金 の 配 当					△98,503
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					244,516
自 己 株 式 の 処 分					6,521
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	20,937	20,937	△2,810	20,738	38,866
当 期 変 動 額 合 計	20,937	20,937	△2,810	20,738	386,736
当 期 末 残 高	—	—	3,236	39,737	3,567,143

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### 連結子会社の状況

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社Innovation & Co.

株式会社Innovation X Solutions

株式会社Innovation IFA Consulting

株式会社Innovation M&A Partners

INNOVATION HAYATE V Capital投資事業有限責任組合

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

HRテクノロジーズ株式会社

持分法を適用しない理由

当該関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、INNOVATION HAYATE V Capital投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）  
市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ア. 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

###### イ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### ア. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### イ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

###### ウ. 株式給付引当金

当社従業員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

#### ④収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ア. オンラインメディア事業

###### ・ ITトレンド

主に、IT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」の運営を行っており、当該サイトの掲載企業へ見込み顧客情報等を提供することで、収益を稼得しております。

当該サービスは、見込み顧客情報等を引渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、見込み顧客情報等の引渡し時点であることから、当該引渡し時点で収益を認識しております。

###### ・ ITトレンドEXPO及びbizplay

オンライン展示会及びオンラインセミナーの運営を行っており、出展企業へ出展エリアを提供すること、並びに基調講演及びパネルディスカッションの開催機会を提供することで収益を稼得しております。

当該サービスは、オンライン展示会及びオンラインセミナーを開催し、出展企業のIT製品やサービス、その他セミナー情報等を発信する場所を提供する義務を負っております。出展エリアの提供に関しましては、出展企業は自身が出展したオンライン展示会の開催期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、オンライン展示会の開催期間にわたり収益を認識しております。また、基調講演及びパネルディスカッションに関しましては、当該講演の開催機会を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該講演の終了時点をもって収益を認識しております。

###### ・ その他

主に、パートナー企業が提供しているサービスの営業代行を行うことにより収益を稼得しております。

当該サービスは、パートナー企業の営業業務の代行を行う義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、パートナー企業のサービスを利用する顧客が当該サービスを利用開始した時点であることから、当該サービス利用開始時点で収益を認識しております。なお、その他のサービスの一部については、パートナー企業によるサービスが提供されるように手配することが当社グループの履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断されるため、パートナー企業が提供するサービスと交換に受け取る額から当該パートナー企業に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

オンラインメディア事業に係る取引の対価は、サービス提供後概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

#### イ. ITソリューション事業

主に、「List Finder」及び「コクリポ」のツールを提供しており、顧客が当該ツールを利用することで収益を稼得しております。

当該サービスは、顧客のアカウントを発行し、契約期間に応じてツールを利用する権利を付与する義務を負っており、顧客は契約期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、期間にわたり収益を認識しております。

ITソリューション事業に係る取引の対価は、収益を認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

#### ウ. 金融プラットフォーム事業

##### ・金融商品仲介サービス

主に、投資者へフィナンシャルコンサルティングを提供し、投資者が株式等の金融商品を売買することを業務提携先企業へ仲介することで収益を稼得しております。

当該サービスは、業務提携先企業へ投資者を仲介する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、投資者が株式等の金融商品を売買した時点であることから、当該売買完了時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。

##### ・M&A仲介サービス

主に、顧客へM&Aコンサルティングサービスを提供し、売手企業と買手企業をマッチングすることで収益を稼得しております。

当該サービスは、売手企業又は買手企業へM&A取引が完了するまでの間助言を行う義務を負っており、履行義務を充足する時点は、通常、売手企業から買手企業への株式譲渡等の完了時点であることから、当該時点で収益を認識しております。

金融プラットフォーム事業に係る取引の対価は、収益を認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

#### エ. VCファンド事業

VCファンド事業における収益は、株式投資等によるキャピタルゲインであり、第三者との譲渡契約に基づいて有価証券を引き渡す履行義務を負っております。第三者より有価証券の対価を受領した時点において、第三者が当該有価証券に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

VCファンド事業に係る取引の対価は、収益を認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 営業投資有価証券の評価

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券 167,533千円

売上原価 71,274千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ア. 算出方法

営業投資有価証券のうち非上場株式については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、超過収益力を加味して取得した非上場株式については、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針であります。

##### イ. 主要な仮定

超過収益力を検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案し検討しておりますが、当該検討には見積りの要素が含まれており、事業計画上の売上高の基礎となる契約企業数等が主要な仮定であります。

##### ウ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴い、今後の経済情勢等の変化等の影響によって、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 無形固定資産の評価

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア 189,443千円

ソフトウェア仮勘定 273千円

うち、ITトレンドEXPOに係る金額はソフトウェア23,575千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ア. 算出方法

当社グループは、事業用資産について継続的に損益の把握を行っている事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。また、営業損益の継続的なマイナス、市場価格の著しい低下、用途変更等によって減損の兆候がある資産グループを把握しております。減損の兆候を識別した場合には、資産グループの将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。将来の事業計画に基づく割引前将来キャッ



シュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

ITトレンドEXPOの資産グループにおいて減損の兆候を識別しましたが、将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失は認識しておりません。

#### **イ. 主要な仮定**

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画を基礎としており、当該計画の主要な仮定は将来の見込売上高及びコスト構造の見直しに基づく利益率の改善見込みであります。

#### **ウ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響**

当該見積りは、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴い、今後の経済情勢等の変化等の影響によって、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### **3. 追加情報**

#### **従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項**

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を2019年5月より導入しております。

#### **①取引の概要**

当社は、従業員に対し職位、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

#### **②信託に残存する自社の株式**

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、24,986千円、29,500株であります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 35,942千円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

##### (1) 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券の一部について、売却した際に生じた投資有価証券売却益51,288千円を計上しております。

##### (2) 投資有価証券売却損

当社が保有する投資有価証券の一部について、売却した際に生じた投資有価証券売却損20,041千円を計上しております。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,525,900株	152,300株	－株	2,678,200株

(注) 発行済株式の総数の増加は、第7回新株予約権の行使による新株の発行による増加140,500株、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加11,800株であります。

##### (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月15日 臨時取締役会	普通株式	利益 剰余金	98,503千円	39円	2023年3月31日	2023年6月13日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月10日 臨時取締役会	普通株式	利益 剰余金	107,121千円	40円	2024年3月31日	2024年6月11日

### (3) 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	第5回 新株予約権	普通株式	21,000	—	—	21,000	—
	第7回 新株予約権 (行使価額修正条項付)		174,400	—	140,500	33,900	678
	第8回 新株予約権 (行使価額修正条項付)		234,000	—	—	234,000	2,340
	第9回 新株予約権 (行使価額修正条項付)		72,700	—	—	72,700	218
合計		—	502,100	—	140,500	361,600	3,236

### (4) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	37,366株	一株	7,700株	29,666株

(注) 1. 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式 (29,500株) が含まれております。

2. 自己株式の数の減少は、株式給付信託 (J-ESOP) から従業員への交付によるものであります。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入や株式の発行等により資金を調達しております。また、当社は、デリバティブ取引を行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、当社子会社が管理、運営する投資事業組合が有する未上場株式であります。未上場株式は、上場株式に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されるため、経済環境等の影響を受けやすく、期待されたキャピタルゲインが実現しない等、投資資金を回収できないリスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払費用及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

当社グループは、営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

イ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各子会社からの報告に基づき経理財務ユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持をすることなどにより、流動性リスクを管理しております。

ウ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期借入金	300,000	299,629	△370
負債計	300,000	299,629	△370

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払法人税等」「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注3) 市場価格のない株式等は含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	金額 (千円)
非上場株式 (営業投資有価証券)	167,533
非上場株式 (投資有価証券)	73,623

(注4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度末に係る当該金融商品の連結貸借対照表計上額の合計額は41,863千円であります。

(注5) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	3,280,195	—	—	—
受取手形及び売掛金	694,383	—	—	—
未収還付法人税等	7,063	—	—	—
合計	3,981,642	—	—	—

(注6) 借入金の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	99,996	200,004	—	—
合計	99,996	200,004	—	—

(※1) 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	299,629	—	299,629
負債計	—	299,629	—	299,629

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	合計
	オンライン メディア事業	I T ソリューション 事業	金融プラット フォーム事業	VCファンド 事業	計		
ITトレンド	2,760,746	—	—	—	2,760,746	—	2,760,746
ITトレンド EXPO	157,873	—	—	—	157,873	—	157,873
bizplay	166,105	—	—	—	166,105	—	166,105
List Finder	—	397,437	—	—	397,437	—	397,437
コクリポ	—	27,535	—	—	27,535	—	27,535
金融商品仲 介サービス	—	—	983,474	—	983,474	—	983,474
M&A仲介サ ービス	—	—	37,768	—	37,768	—	37,768
その他	280,380	300	—	—	280,680	1,456	282,136
顧客との契 約から生じ る収益	3,365,104	425,273	1,021,242	—	4,811,620	1,456	4,813,076
外部顧客へ の売上高	3,365,104	425,273	1,021,242	—	4,811,620	1,456	4,813,076

(注) 「調整額」は、関連法人からの業務委託料であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じる債権 (期首残高)	512,203
顧客との契約から生じる債権 (期末残高)	694,383
契約負債 (期首残高)	20,094
契約負債 (期末残高)	24,251

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,330円	61銭
(2) 1株当たり当期純利益	95円	07銭



# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,715,424</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>366,393</b>
現金及び預金	2,325,169	買掛金	13,238
営業投資有価証券	162,507	1年以内返済予定の長期借入金	99,996
前払費用	30,939	未払金	61,895
未収還付法人税等	5,527	未払費用	123,224
未収入金	182,627	未払法人税等	20,193
その他の	8,652	未払消費税等	26,483
<b>固 定 資 産</b>	<b>515,245</b>	前受収益	3,145
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>31,348</b>	預り金	17,975
建物	10,343	その他の	242
工具、器具及び備品	21,004	<b>固 定 負 債</b>	<b>227,123</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>189,855</b>	長期借入金	200,004
ソフトウェア	189,581	株式給付引当金	24,215
ソフトウェア仮勘定	273	その他の	2,903
<b>投資その他の資産</b>	<b>294,041</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>593,516</b>
投資有価証券	115,487	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	93,894	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,633,917</b>
繰延税金資産	59,141	資本金	1,211,086
差入保証金	25,518	資本剰余金	1,190,496
長期貸付金	380,000	資本準備金	1,190,496
長期未収入金	50,961	利益剰余金	257,746
貸倒引当金	△430,961	その他利益剰余金	257,746
		繰越利益剰余金	257,746
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△25,410</b>
		新株予約権	3,236
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,637,153</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,230,669</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,230,669</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,305,601
営業原価		310,700
売上総利益		994,901
販売費及び一般管理費		956,228
営業利益		38,672
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	324,000	
助成金収入	739	
手数料収入	4,139	
雑収入	707	329,593
営業外費用		
投資事業組合運用損	671	
支払利息	17	
支払手数料	1,222	
雑損失	8	1,919
特別利益		366,346
特別利益		
投資有価証券売却益	51,288	51,288
特別損失		
投資有価証券売却損	20,041	
固定資産除却損	51	
関係会社株式評価損	7,243	
関係会社貸倒引当金繰入額	400,961	428,297
税引前当期純損失		△10,662
法人税、住民税及び事業税	24,702	
法人税等調整額	9,006	33,708
当期純損失		△44,371

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
				繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,113,418	1,092,828	1,092,828	400,621	400,621
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 ( 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 )	10,295	10,295	10,295		
新 株 の 発 行 ( 新 株 予 約 権 の 行 使 )	87,372	87,372	87,372		
剰 余 金 の 配 当				△98,503	△98,503
当 期 純 損 失				△44,371	△44,371
自 己 株 式 の 処 分					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	97,667	97,667	97,667	△142,874	△142,874
当 期 末 残 高	1,211,086	1,190,496	1,190,496	257,746	257,746

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△31,932	2,574,934	△20,937	△20,937	6,046	2,560,043
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (譲渡制限付 株式報酬)		20,591				20,591
新 株 の 発 行 (新株予約権の 行 使 )		174,744				174,744
剰余金の配当		△98,503				△98,503
当 期 純 損 失		△44,371				△44,371
自己株式の処分	6,521	6,521				6,521
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			20,937	20,937	△2,810	18,127
当期変動額合計	6,521	58,982	20,937	20,937	△2,810	77,110
当 期 末 残 高	△25,410	2,633,917	—	—	3,236	2,637,153

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 子会社株式

移動平均法による原価法

イ. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資持分については、以下のとおり計上しております。

連結子会社となる組合については、組合の計算書類に基づいて組合の資産、負債、収益及び費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

その他の組合については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	4～15年

## ②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (3)引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ②株式給付引当金

当社従業員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

## (4)収益及び費用の計上基準

主に子会社の経営指導及び管理業務を行うことで収益を稼得しております。当該サービスは、子会社へ契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、サービス提供期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて収益を認識しております。

当該サービスに係る取引の対価は、収益認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

## 2. 会計上の見積りに関する事項

### (1) 営業投資有価証券の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

営業投資有価証券 162,507千円

売上原価 69,136千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 営業投資有価証券の評価 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (2) 無形固定資産の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア 189,581千円

ソフトウェア仮勘定 273千円

うち、ITトレンドEXPOに係る金額はソフトウェア23,575千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (2) 無形固定資産の評価 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 追加情報

### 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

詳細は、連結注記表「3. 追加情報」をご参照ください。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 35,942千円

## (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	189,514千円
短期金銭債務	3,145千円
長期金銭債権	430,961千円

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との営業取引及び営業以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	1,304,145千円
営業取引以外の取引（収入分）	324,001千円

### (2) 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券の一部について、売却した際に生じた投資有価証券売却益51,288千円を計上しております。

### (3) 投資有価証券売却損

当社が保有する投資有価証券の一部について、売却した際に生じた投資有価証券売却損20,041千円を計上しております。

### (4) 関係会社株式評価損

当社の子会社である株式会社Innovation IFA Consultingについて、実質価額が著しく下落したため、関係会社株式評価損7,243千円を計上しております。

### (5) 関係会社貸倒引当金繰入額

当社の子会社である株式会社Innovation IFA Consulting及び株式会社Innovation M&A Partnersの財政状態の悪化を踏まえ、貸倒引当金繰入額400,961千円を計上しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	37,366株	一株	7,700株	29,666株

(注) 1. 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式（29,500株）が含まれております。

2. 自己株式の数の減少は、株式給付信託（J-ESOP）から従業員への交付によるものであります。



## 7. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産の発生的主要原因の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
ソフトウェア	27,033
差入保証金	2,356
未払費用	42,986
未払事業税	4,051
株式給付引当金	7,416
子会社株式	42,901
営業投資有価証券	52,773
投資有価証券	1,486
貸倒引当金	131,980
その他	2,807
繰延税金資産小計	<u>315,792</u>
評価性引当額	<u>△256,651</u>
繰延税金資産合計	59,141

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有割合/ 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	富田 直人	被所有 直接 31.84%	当社 代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注1)	10,470	—	—
子 会 社	株式会社 Innovation & Co.	所有 直接 100.0%	・ 役員の兼任 ・ 管理業務委託 等 ・ 事務所の転貸	管理業務委託	944,027	未収入金	152,687
				配当金の受取	324,000	—	—
				家賃の受取	24,336	前受収益	1,880
	株式会社 Innovation X Solutions	所有 直接 100.0%	・ 役員の兼任 ・ 管理業務委託 等 ・ 事務所の転貸	管理業務委託	198,209	未収入金	29,826
				家賃の受取	4,873	前受収益	268
	株式会社 Innovation IFA Consulting	所有 直接 51.0%	・ 役員の兼任 ・ 事務所の転貸	資金の貸付	300,000	長期貸付金 (注3)	300,000
				資金の回収	100,000	—	—
				利息の受取	0	—	—
				家賃の受取	6,298	前受収益	919
	株式会社 Innovation M&A Partners	所有 直接 100.0%	・ 役員の兼任 ・ 管理業務委託 等	管理業務委託	4,310	長期未収入金 (注3)	50,961
資金の貸付				80,000	長期貸付金 (注3)	80,000	
利息の受取				0	—	—	

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
①管理業務委託料については、役務提供割合に応じて費用負担額を決定しております。  
②賃借料については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。  
③資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
3. 当該未収入金及び貸付金を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金繰入額として400,961千円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は430,961千円であります。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	994円	48銭
(2) 1株当たり当期純損失	17円	25銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 イノベーション  
取締役会 御 中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南山 智 昭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 関 康 広

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イノベーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イノベーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 イノベーション  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南 山 智 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 関 康 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イノベーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日  
株式会社イノベーション 監査等委員会  
監査等委員(社外取締役) 長谷川 正 和 ㊟  
監査等委員(社外取締役) 倉 田 宏 昌 ㊟  
監査等委員(社外取締役) 後 藤 和 寛 ㊟

以上